

毎週月・水・金曜日発

# 富山県報

平成31年3月29日

金曜日

号外(7)

## 目次

### 規則

○富山県土地改良法施行規則の一部を改正する規則

1

## 規 則

富山県土地改良法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第14号

富山県土地改良法施行規則の一部を改正する規則

富山県土地改良法施行規則（昭和52年富山県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第96条の2第5項」を「第96条の2第7項」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第18条第16項前段」を「第18条第17項前段」に改め、同条第2項中「第18条第16項後段」を「第18条第17項後段」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県土地改良法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（農村整備課）

